

第12回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和2年7月20日(月)
17時00分～18時30分

会場 危機管理防災センター本部会議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 3週間の発生動向について（市町村分布）
- 10 説明資料6 3週間の発生動向について（年齢別）（経路別）
- 11 説明資料7 発表者数と発症者数の比較
- 12 説明資料8 新型コロナウイルス感染症の集団発生について
- 13 説明資料9 各種分析資料
- 14 説明資料10 埼玉県におけるイベントの開催制限について
- 15 説明資料11 浦和競馬場における有観客観戦の再開について
- 16 説明資料12 病床確保計画について

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男 埼玉県医師会 会長
川名 明彦 防衛医科大学校 教授
坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院 専門看護師
松田 久美子 埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 教授

【県側参加者】

大野 元裕 知事
渡辺 充 浦和競馬組合 副管理者兼事務局長
山野 均 県民生活部長
森尾 博之 危機管理防災部長
関本 建二 保健医療部長
濱川 敦 都市整備部長
星 永進 保健医療部 参事
本多 麻夫 保健医療部 参事
岸本 剛 衛生研究所 副所長

ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

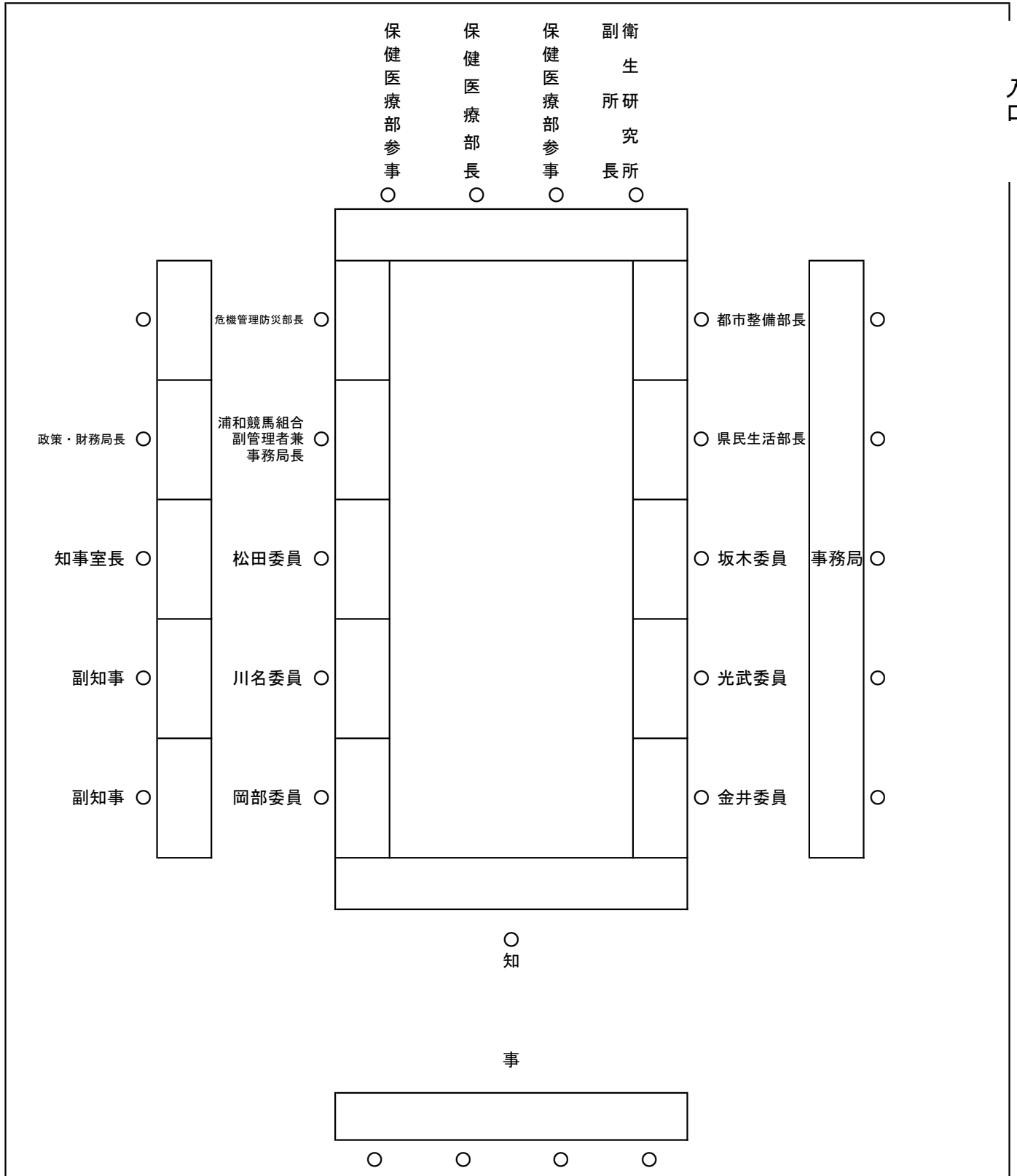
イ 埼玉県におけるイベントの開催制限について

ウ 浦和競馬場における有観客観戦の再開について

エ 病床確保計画について

第12回埼玉県新型感染症専門家会議 座席表

令和2年7月20日
危機管理防災センター
2階本部会議室



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

（項目）

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

（組織）

第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

（会議の公開・非公開）

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

（事務局）

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

別紙（第3条関係）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授
<内科学（感染症・呼吸器）>

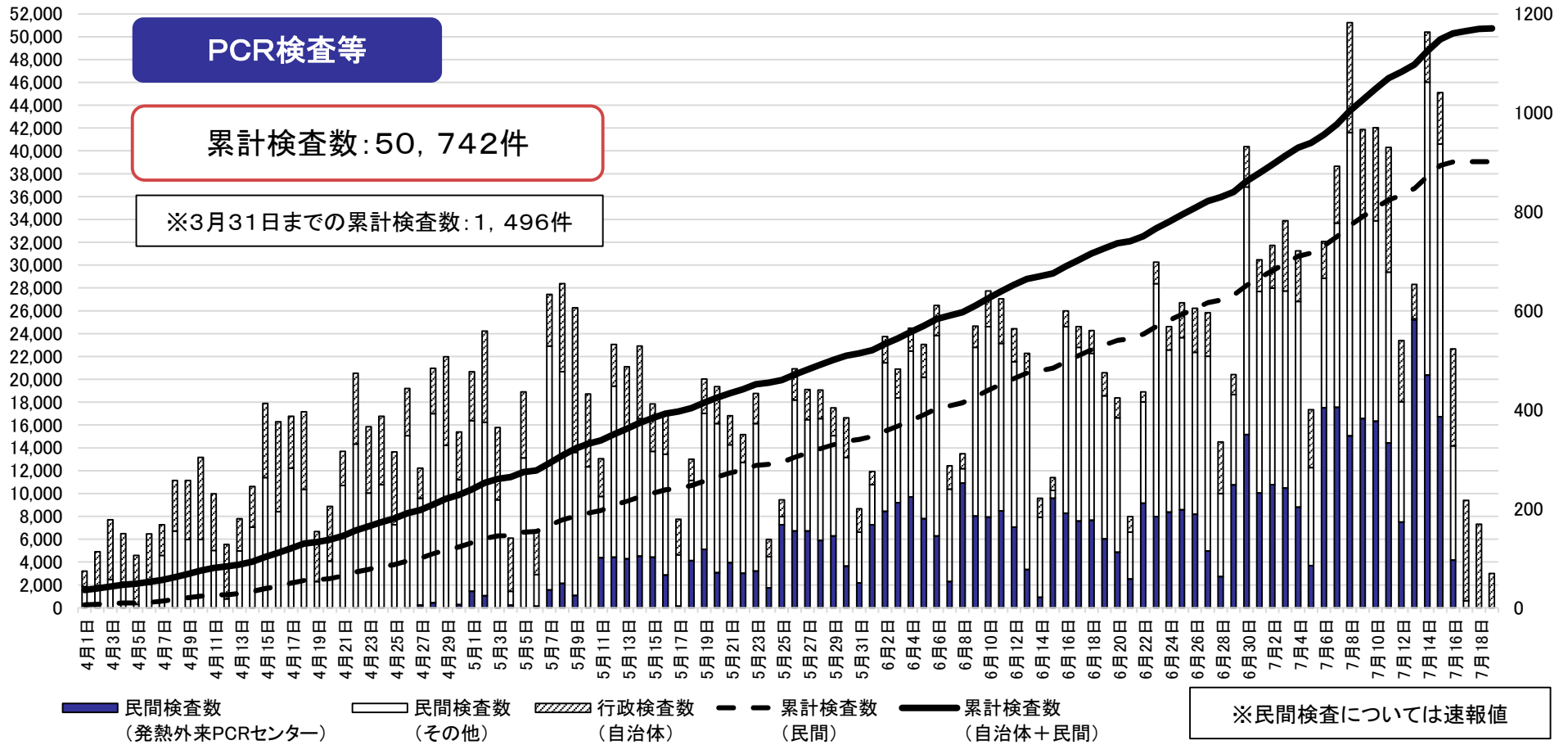
坂木 晴世 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院
感染管理認定看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター教授
<感染症科・感染制御科>

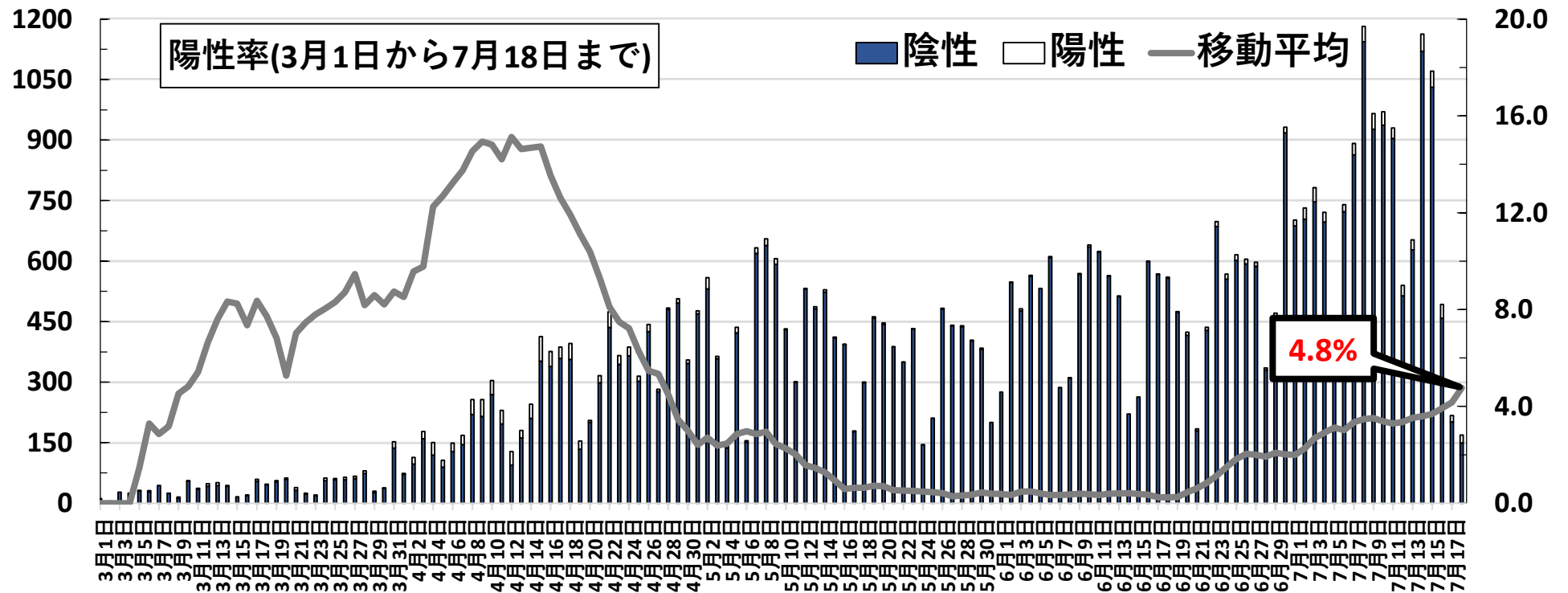
PCR検査等の現状

資料 1



陽性率の推移

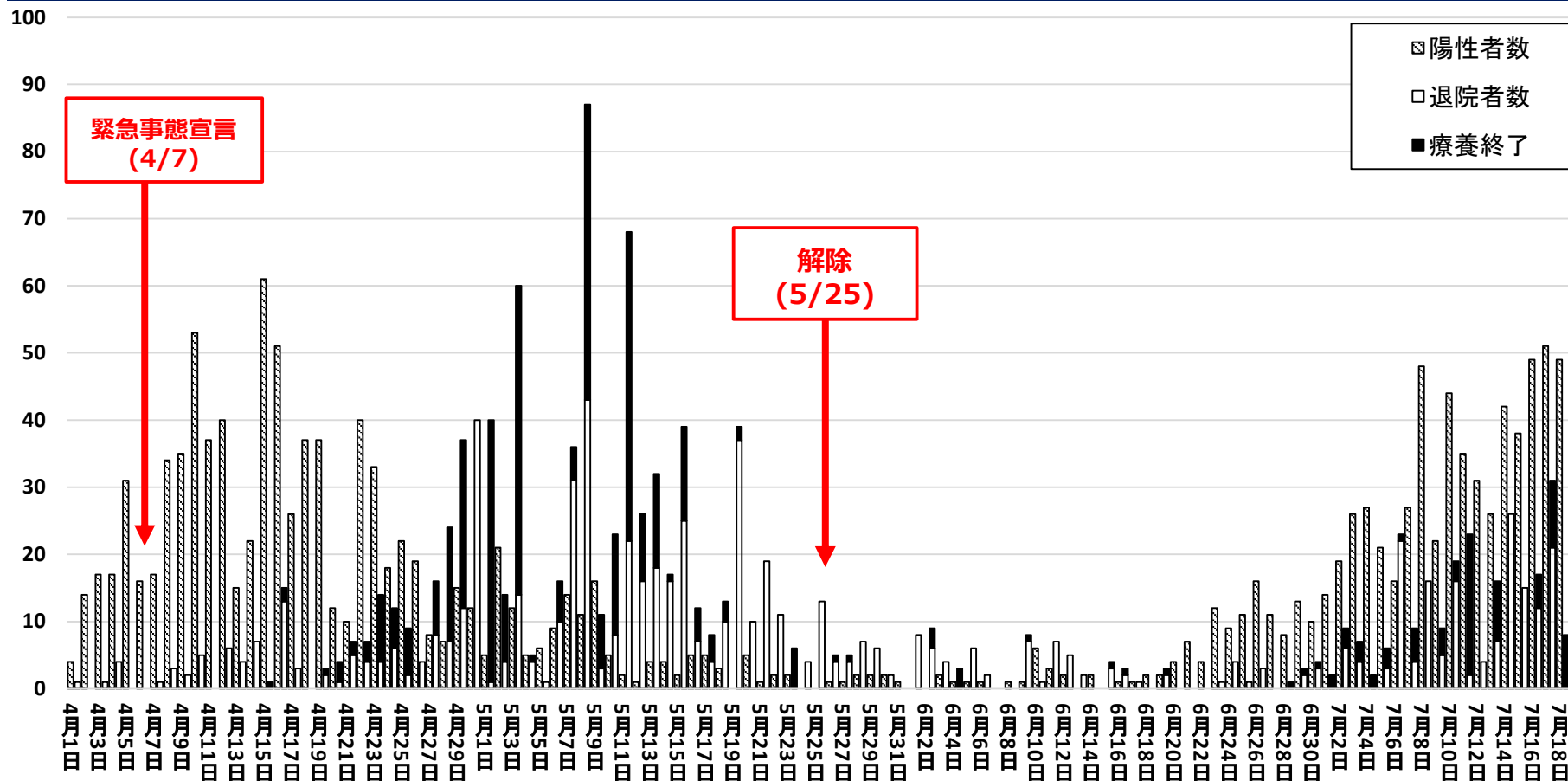
資料 2



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

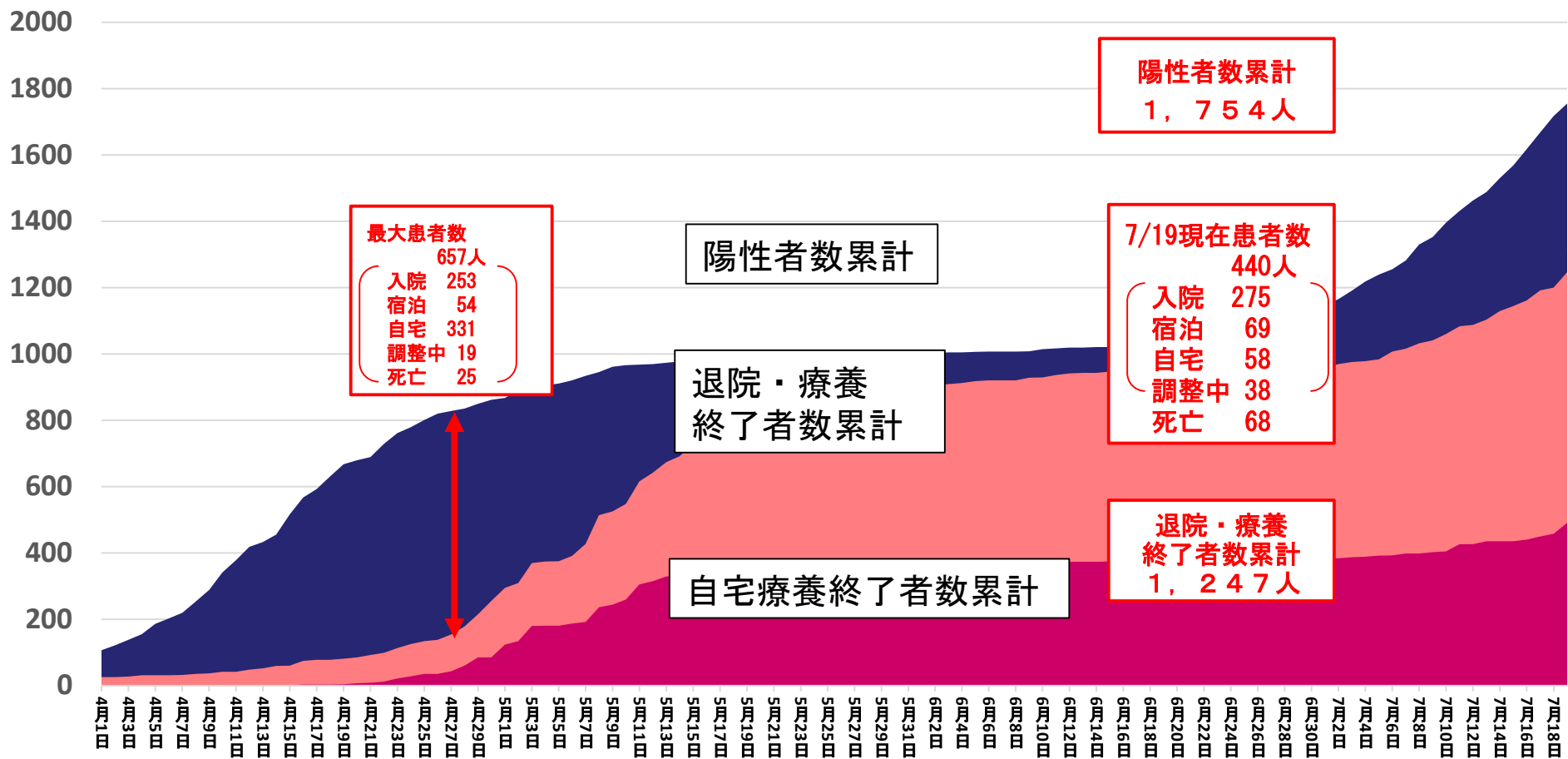
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(日別)

資料 3



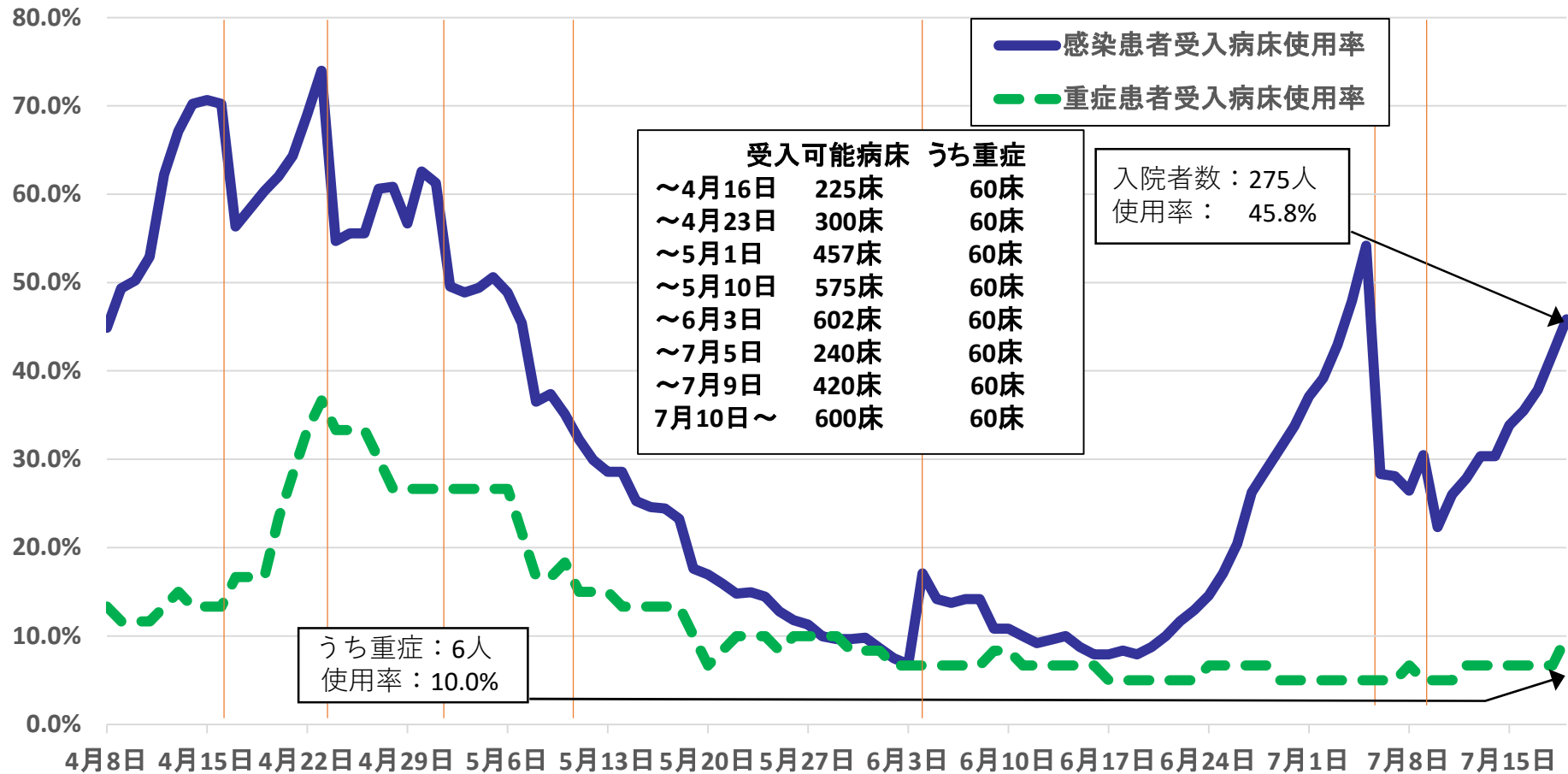
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料3-1



病床使用率の推移

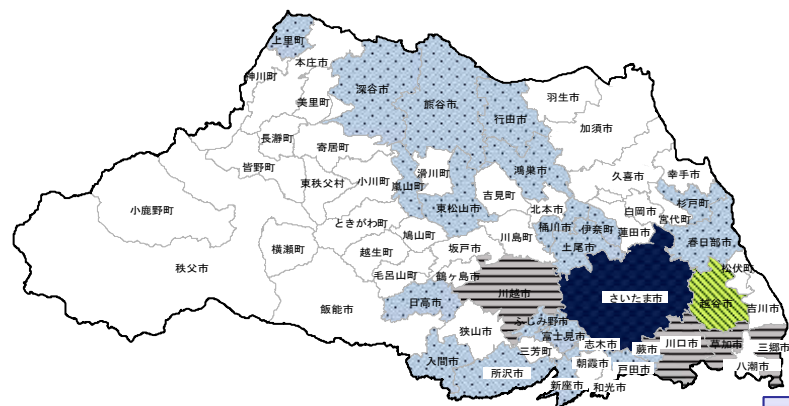
資料 4



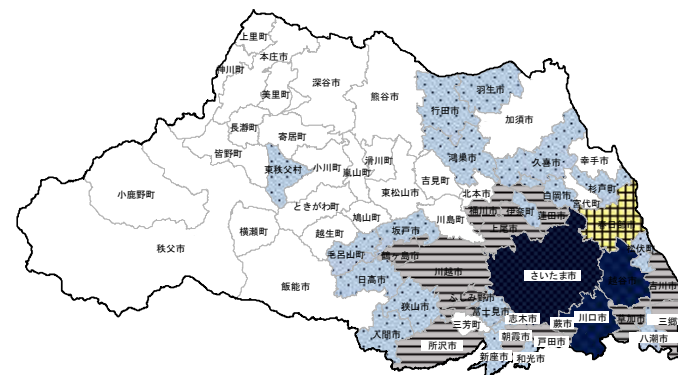
3週間の発生動向について(市町村分布)

資料 5

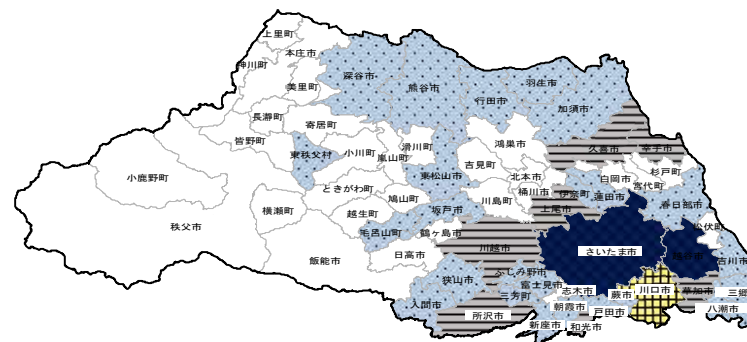
6月28日～7月4日



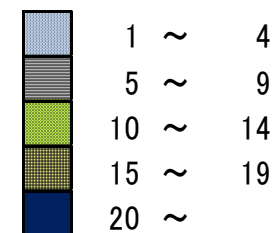
7月12日～7月18日



7月5日～7月11日



(人数)



3週間の発生動向について(年齢別)

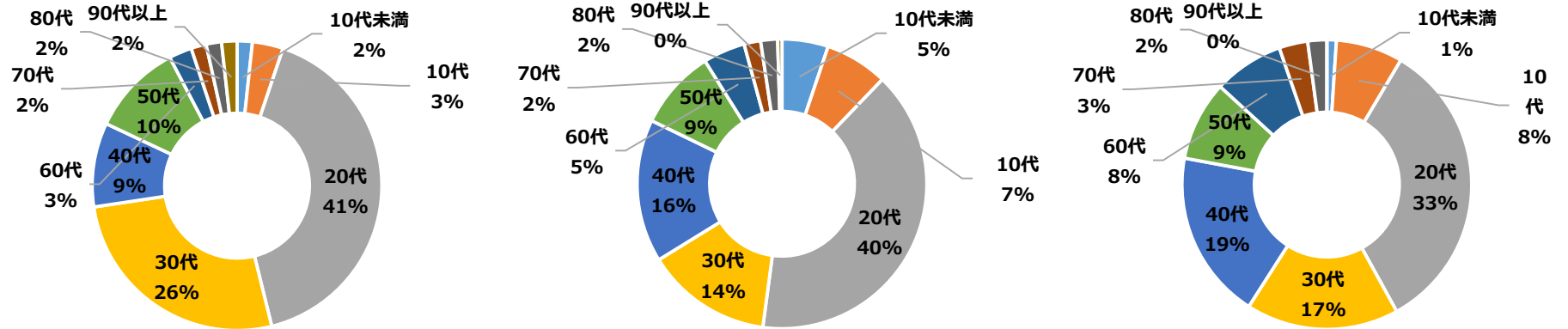
資料6

①6月28日～7月4日

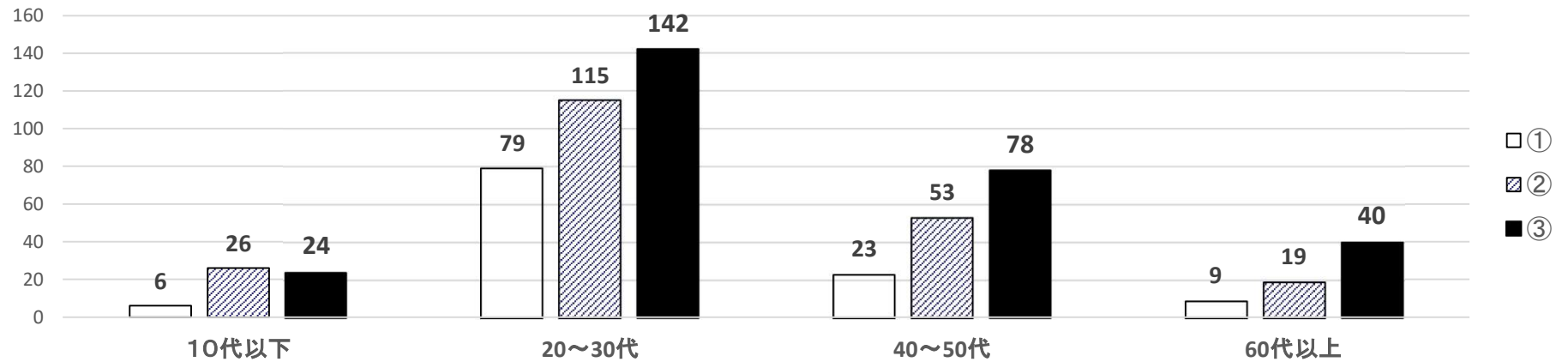
②7月5日～7月11日

③7月12日～7月18日

割合



実数



3週間の発生動向について(経路別)

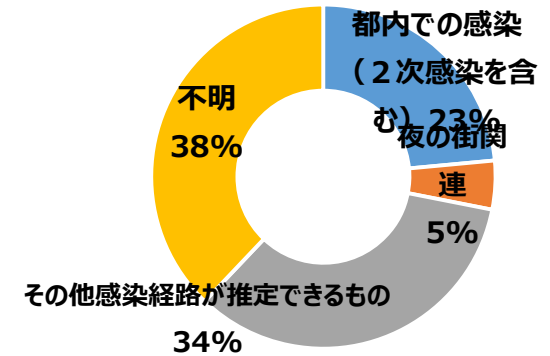
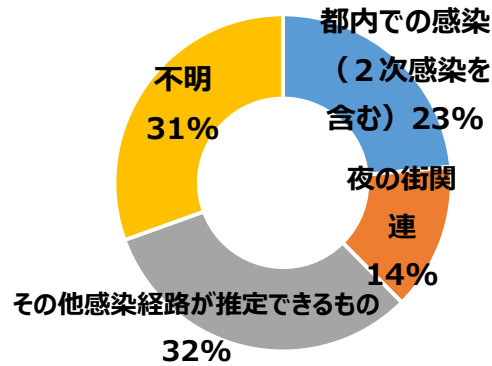
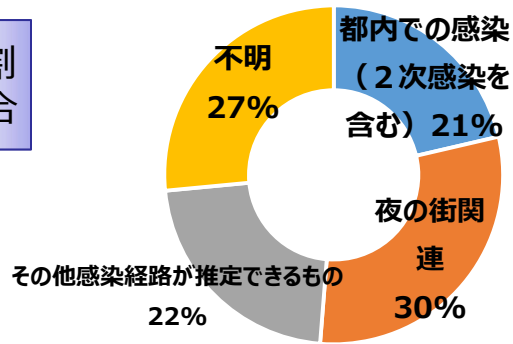
資料6-1

①6月28日～7月4日

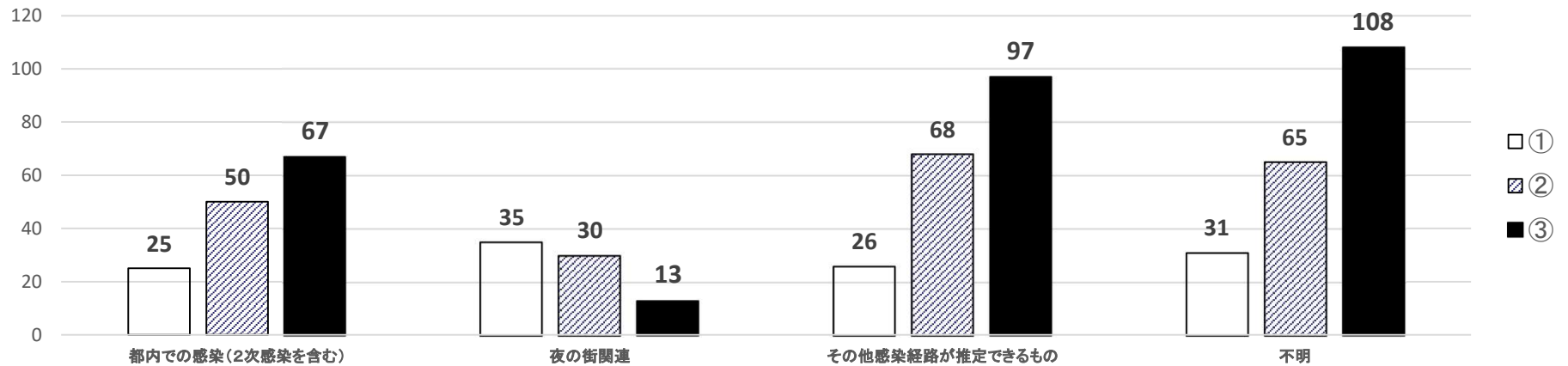
②7月5日～7月11日

③7月12日～7月18日

割合

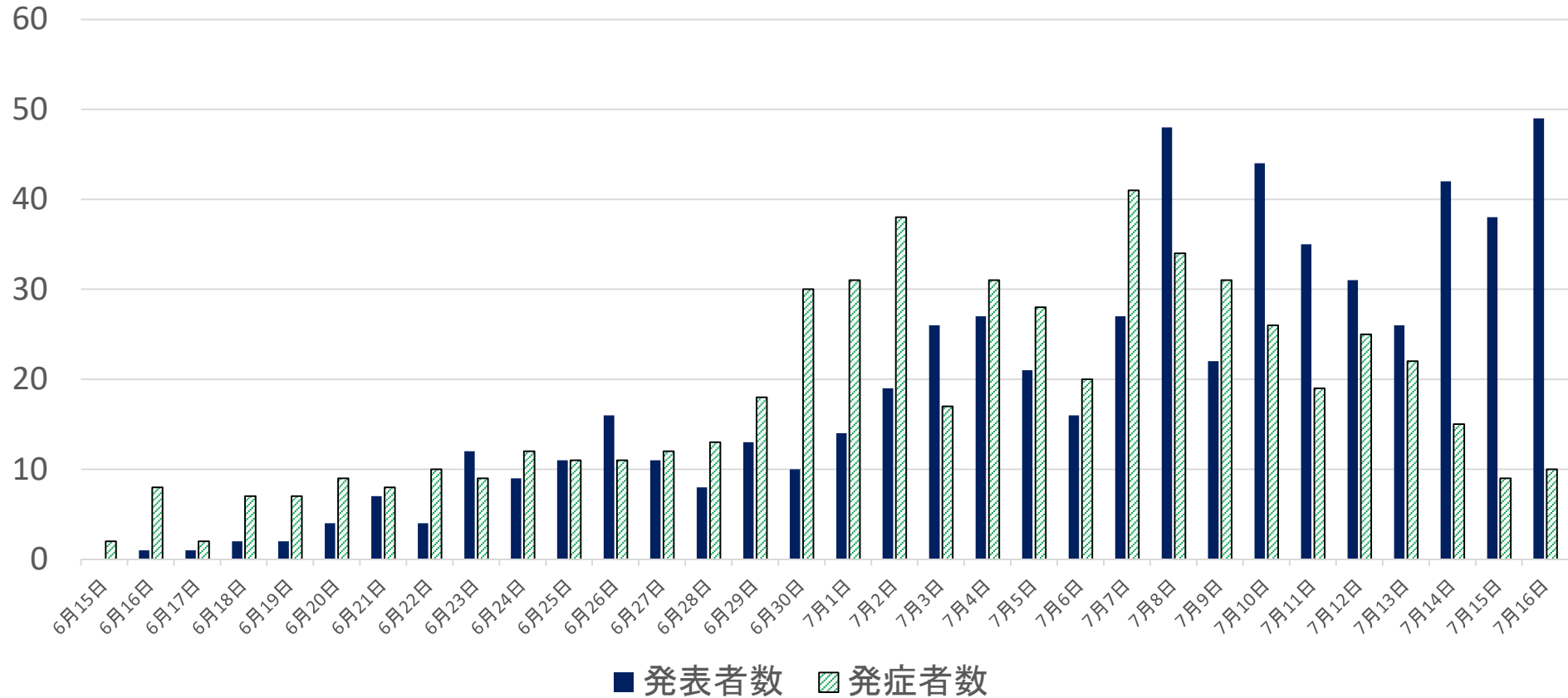


実数



発表者数と発症者数の比較

資料 7



新型コロナウイルス感染症の集団発生について

2020/7/20

施設名	所在地	客数	従業員			客			陽性者計	積極的疫学調査の状況
			検査対象	検査済み	陽性者	検査対象	検査済み	陽性者		
クラブグランデ	さいたま市大宮区(南銀座)	1日 30~50人	47	47	13	不明	43	7	20	陽性者の濃厚接触者は特定済。 濃厚接触者の検査は継続中。
非公表	さいたま市大宮区	1日 40人	34	34	6	40	38	1	7	
クラブエス	さいたま市大宮区	1日 1~2組	18	18	11	30	10	3	14	
クラブアテナ	越谷市(南越谷)	1日 約20人	26	20	11	不明	12	3	14	
ステージクラブ トレビアン	越谷市(南越谷)	1日 5人程度	18	17	10	不明	調査中	調査中	10	

さいたま市政記者クラブ連絡表

「大宮南銀座地域臨時 PCR 検査」に係る結果報告

令和2年7月19日（日） 17時00分現在

7月17日(金)に42人のPCR検査を行った結果、0人の陽性が判明しました。

<本臨時検査での現時点数値>

累計検査人数 88人(昨日比+0)

判明した陽性者数 0人(昨日比+0、検査済88人分)

受付総数 61店舗564人(昨日比+0店舗2人)

本日は検査を実施しません。

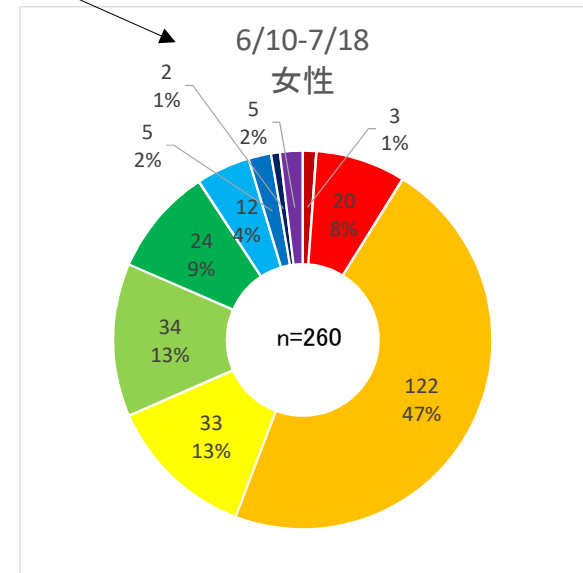
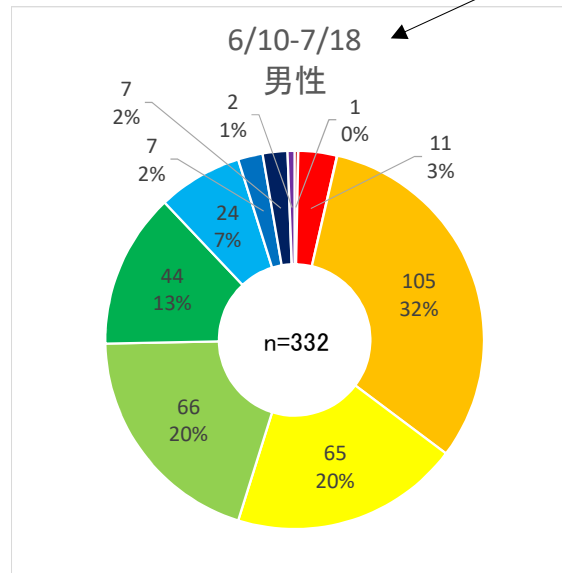
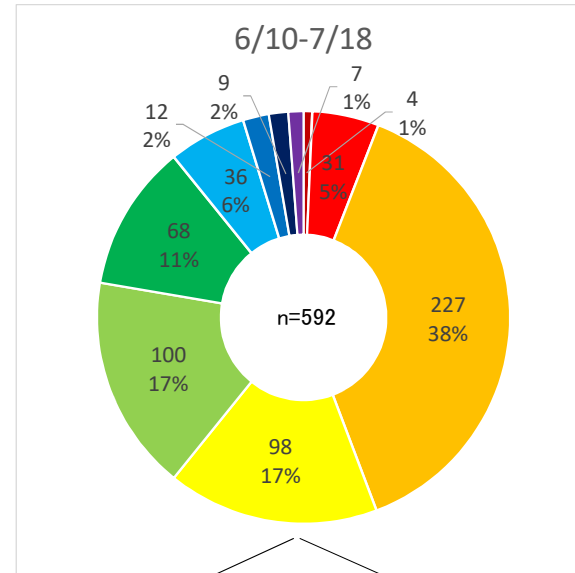
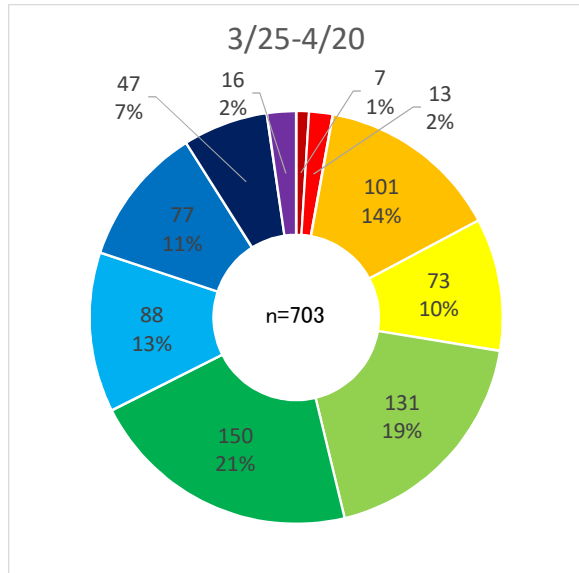
次回の検査は7月20日(月)です。

【臨時 PCR 検査に対する問い合わせ】 地域医療課 TEL:048-829-1052

【陽性者に対する問い合わせ】 保健総務課 TEL:048-711-8121

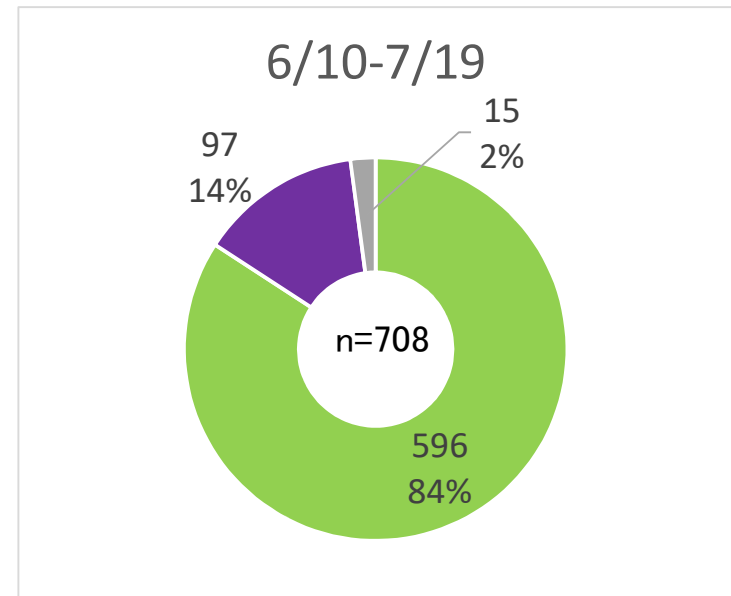
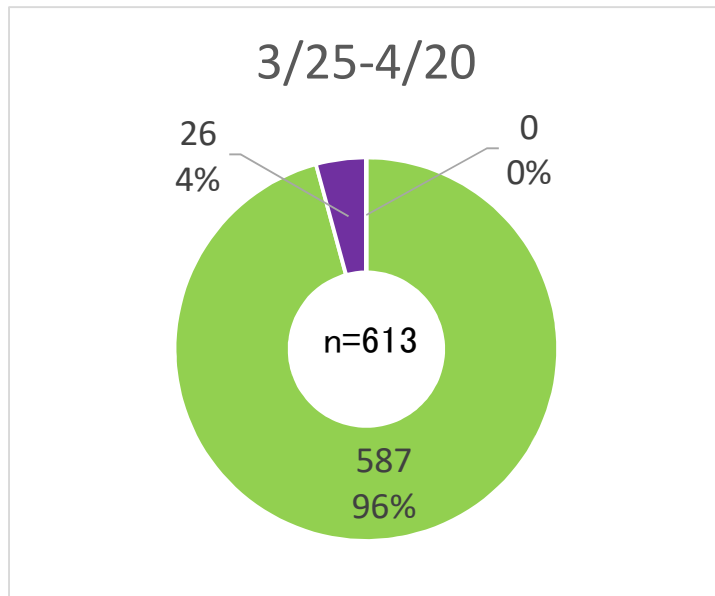
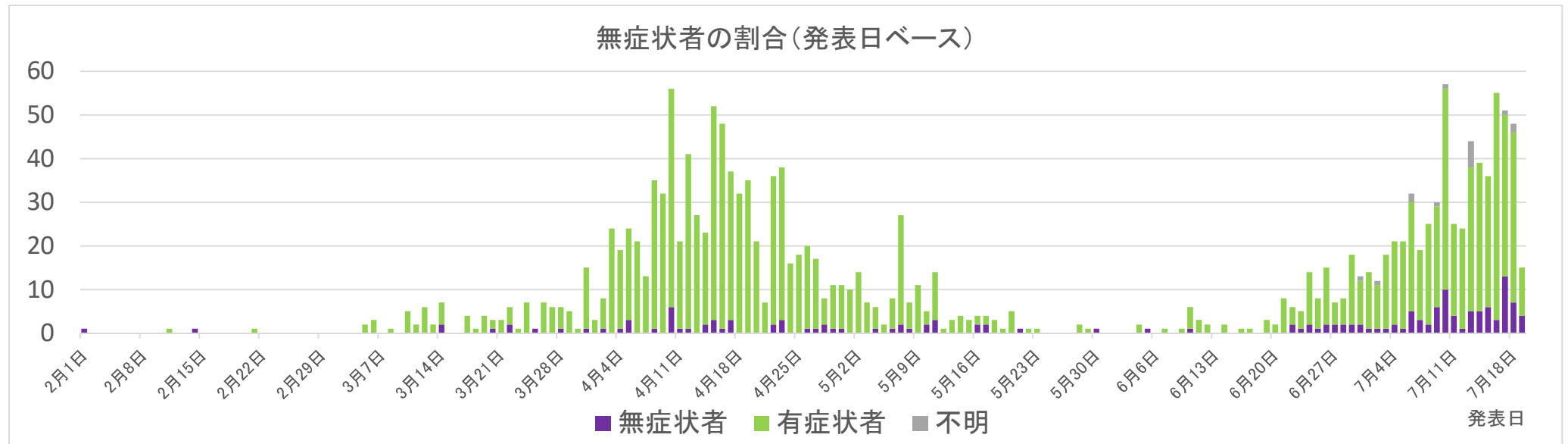
さいたま市

年齢別発症者数（発症日ベース、時期別）



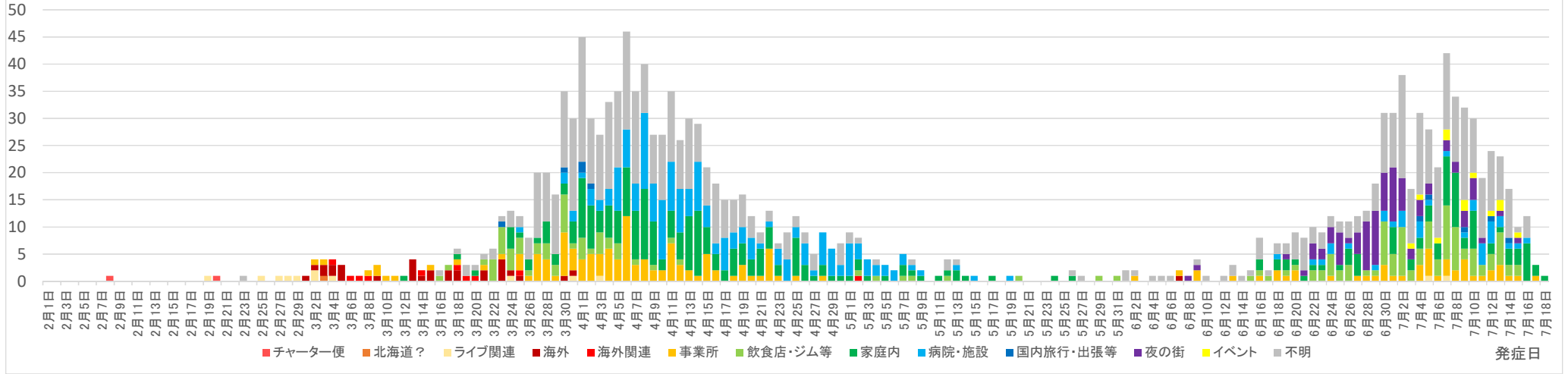
■ 10歳未満
 ■ 10歳代
 ■ 20歳代
 ■ 30歳代
 ■ 40歳代
 ■ 50歳代
 ■ 60歳代
 ■ 70歳代
 ■ 80歳代
 ■ 90歳代以上

無症状者の割合（発表日ベース）



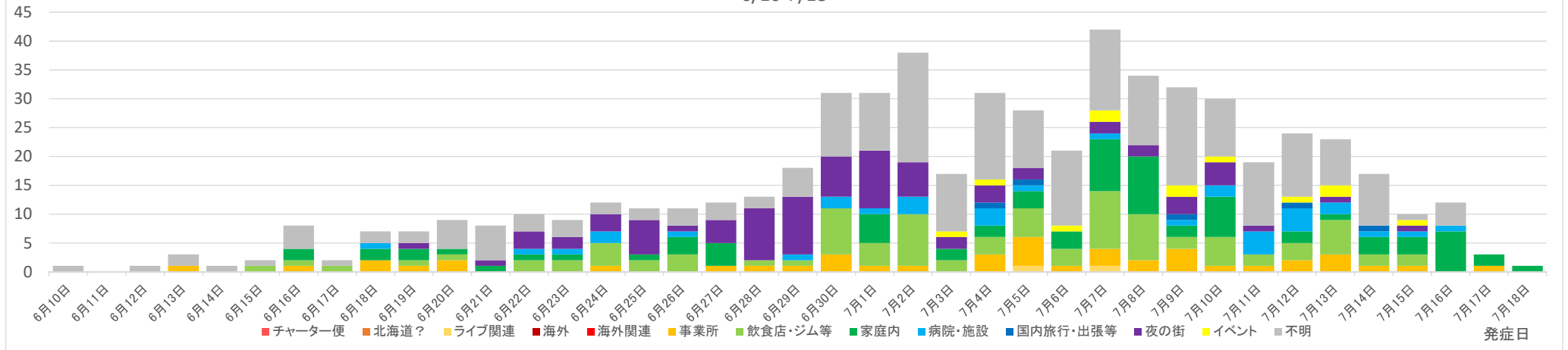
感染原因別発症者数（発症日ベース）

感染原因別発症者数

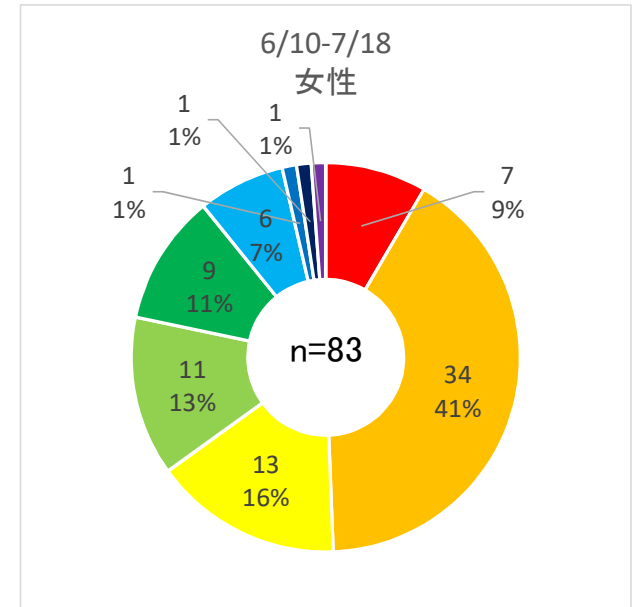
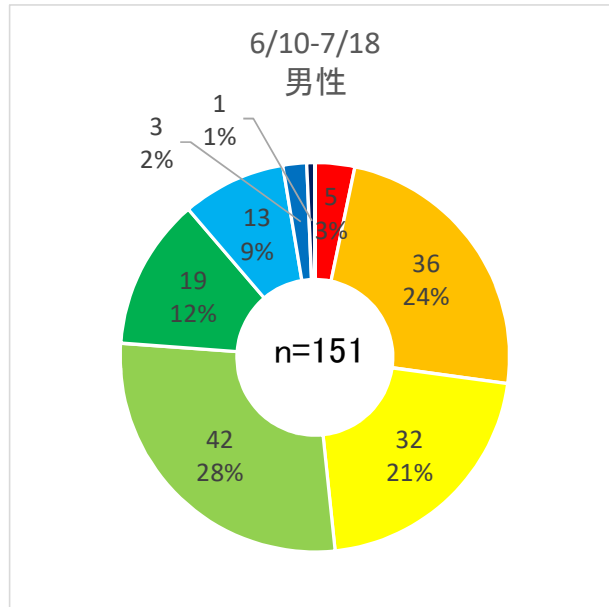
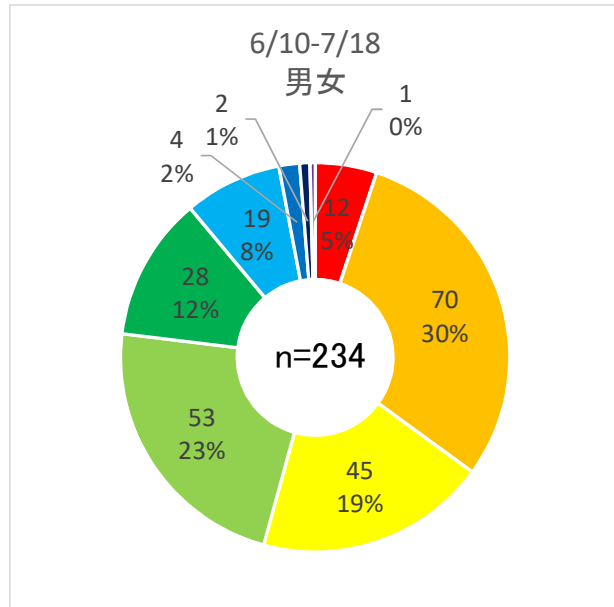
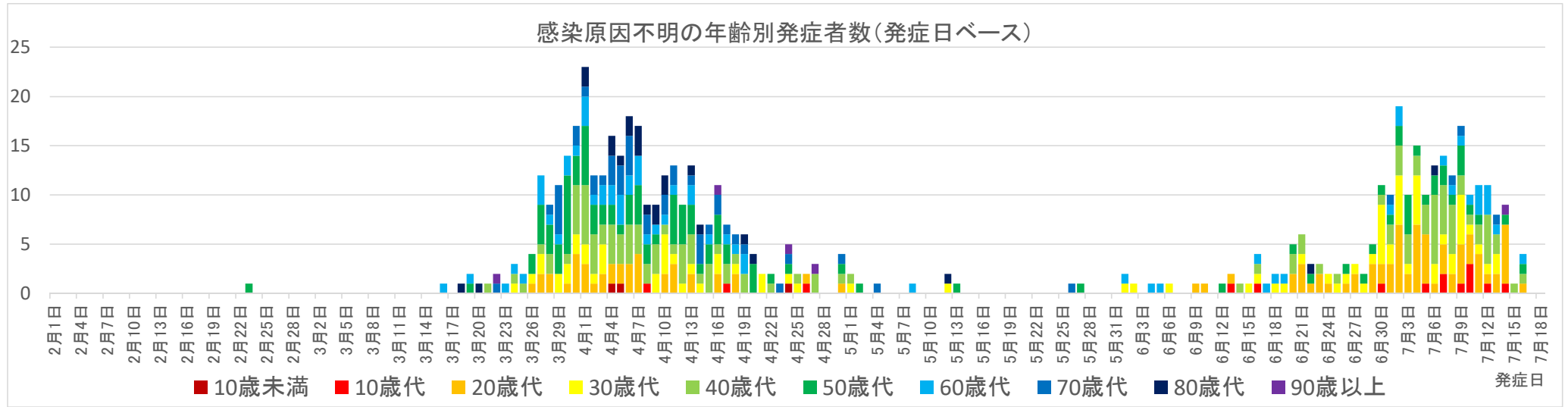


感染原因別発症者数

6/10-7/18



感染原因不明の年齢別発症者数（発症日ベース）



10歳未満 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代 80歳代 90歳以上

埼玉県におけるイベントの開催制限について

イベントの開催制限については、国の方針に沿って5月28日以降、段階的に緩和を進めており、7月10日から7月31日までのプロスポーツイベント等は参加人数の上限が5,000人かつ収容定員の50%としています。

今後、国から8月1日以降の方針が示される予定ですが、イベントの開催日程も迫っていることから、できるだけ早く県の方針を決定したいと考えております。

現在の感染状況等を踏まえ、8月1日以降のプロスポーツイベント等に下記の方針で制限を加えることについて、御意見を伺います。

記

1 制限の期間

令和2年8月1日（土）から8月31日（月）まで

2 制限の内容

（1）プロスポーツイベント等（全国的移動を伴うもの）

ア 参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とする。

イ イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。

- ・ 入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数の上限を引き上げること
- ・ 参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言し、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること

（2）その他のイベント

国が示す目安に準じる。

事務連絡
令和2年7月8日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

7月10日以降における都道府県の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、令和2年5月25日付け事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」において、6月1日、6月19日、7月10日から、感染の状況等を確認しつつ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等を段階的に緩和する方針を示したところ、7月10日以降は、同事務連絡で示した段階的緩和の方針のとおりとする。その際、特に以下の点について改めて留意されたい。

なお、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討することとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

記

1. 外出の自粛等

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

- ・ 発熱等の症状がある者は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えるよう促すこと。
- ・ 外出をする際には、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動を促すこと。また、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えるよう促すこと。
- ・ 観光地において、人と人との間隔を確保するよう促すこと。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

2. 催物の開催制限

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

(1) 催物開催の目安

令和2年5月25日付け事務連絡で示されているとおり、7月10日から31日までの間の催物開催の目安は、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記の人数要件に加え、屋内にあつては、収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈について、令和2年5月25日付け事務連絡3（1）の注書きの他、以下の点について留意すること。

- ・ 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

ここで、上記の人数要件及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。ただし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

また、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基に、収容率を含めた催物の開催要件についての見直しを検討しているところ、見直し結果については追って通知する。

(2) 催物の開催にあたっての留意事項

① 基本的な感染防止策の注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【イベント参加者】

- ・ 発熱等の症状がある者はイベントに参加しないこと。
- ・ イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・ イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・ イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- ・ イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとること。

【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。

- ・ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

② 都道府県との事前相談

令和2年5月25日付け事務連絡3.(2)に示すように、全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）を開催しようとする場合には、「事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切」である。このような事前調整の実効性を担保するため、各都道府県においては、

- ・ 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は

- ・ 収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）

の施設管理者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント（以下「全国的又は大規模なイベント」という。）の開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について各都道府県に事前相談をするよう依頼しておくこと。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とする。

イベント開催について事前相談があった場合には、各都道府県は、地域の感染状況等に応じたイベント開催の方針を伝えるとともに、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止策が実施されることを確認すること。特に、全国的又は大規模なイベントを開催する場合には、参加者の連絡先等を把握するよう強く促すこと。

また、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、全国的又は大規模なイベントを開催する場合に各都道府県に対して事前相談をする旨を盛り込むよう促すこと。

3. 施設の使用制限等

施設の使用制限等については、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、同事務連絡で示されているとおり、「都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない

施設については、施設の使用制限等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討する」こと。

また、各都道府県においては、施設利用者や施設管理者に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【施設利用者】

- ・ 発熱等の症状がある者は施設の利用を含め、外出を控えること。
- ・ 施設を利用する際には、施設の利用前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のために施設管理者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・ 不特定多数の者がいる施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・ 不特定多数の者がいる施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けること。

【施設管理者】

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにすること。
- ・ 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をすること。
- ・ 施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。
- ・ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 小池・國藤・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

（参考）5月25日 内閣官房
新型コロナウイルス対策推進室
都道府県への事務連絡（別紙）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%^(注) （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50%】 （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 （ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目指す * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 （できれば2m） * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

主な県営施設での大規模イベント開催基準緩和にあたっての検討資料

項目	浦和レッドダイヤモンドズ	大宮アルディージャ	埼玉西武ライオンズ
① 50% 上限入場者数	31,500人(定員63,700人) (R1平均入場者数 34,184人)	7,750人(定員 15,500人) (R1平均入場者数 9,478人)	最大15,450人(定員 30,956人) (R1平均入場者数 25,299人)
② 来場者の確認	<ul style="list-style-type: none"> オンライン販売のみ、かつ全席指定席にて販売 オンライン販売情報により、個人情報を把握 全席指定のため周辺に座っている方々も把握 メディアや設営業者、関係者も事前に「確認書」で把握 	<ul style="list-style-type: none"> 会員登録を必須とするWebのみの販売のため、購入者の連絡先は全て把握している ゴール裏は一部自由席だがエリア分けを設定し、エリアごとに来場者情報を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者全員に、ファンクラブ会員やチケット会員に入会いただく 入場者と席番を紐づけ、追跡調査が可能な状況を確認 座席番号の記録の徹底を呼びかけ
③ 来場時対策	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩、自転車、自動車での来場を呼びかけ(ただし多くの観客は浦和美園駅から来場) シャトルバスは運行しない予定 時差入場、スタジアムまでの分散来場を呼びかけ 埼玉高速鉄道と連携し、密回避を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> スタジアム外での感染防止行動への注意喚起を強化し広報 	<ul style="list-style-type: none"> 西武鉄道と連携し野球特別ダイヤを編成
④ 入場時対策	<ul style="list-style-type: none"> 席種ごとに入場時間を設定、時差入場の呼びかけ 南北入場門各最大10レーンのサーモーターにより入場ゲートの混雑回避しつつ、全来場者の検温を実施 チケットは、来場者自身もぎり、接触を回避 持ち物検査は、来場者自身で荷物を開け接触回避 	<ul style="list-style-type: none"> 入場待機時に整理券を配布し、間隔を開けるとともに、注意喚起を徹底 入場時は、ゲートでサーモグラフィにて検温 37.5°Cを超えたら非接触型体温計で再検温、再び37.5°C以上の場合は入場をお断り 検温後、手先消毒の実施、飛沫防止シート越しに手荷物検査 スタッフは、フェイスシールド、マスク、必要時は手袋を着用 チケットは、QRコード対応であり、もぎり作業など接触を回避 	<ul style="list-style-type: none"> 入場ゲート前に仮設テントを設置、来場者全員の検温を実施 NPB感染予防ガイドラインにしたがい、早めの球場到着を促し、マスクの持参、着用の義務付け ご協力いただけない場合は入場をお断りすることもあり
⑤ 観客席の状況	<ul style="list-style-type: none"> 前後左右1席ずつ空ける市松模様 来賓席も同様 	<ul style="list-style-type: none"> 1席を開け市松模様に配置 立ち見席も同様に、人・人間隔を開ける 	<ul style="list-style-type: none"> 配席は、等間隔で間引きが前提(球場の形状が一律ではないため、全座席の均等な間引きは困難)
⑥ 観客への要請	<ul style="list-style-type: none"> 飲食の制限は行わない予定 Jリーグ統一の禁止事項の遵守を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食の制限は行わない 密を避けるため喫煙所も撤去 Jリーグ統一の禁止事項の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドラインにしたがって対応する 応援方法は上記ガイドラインに沿って応援歌唱、大声、ハイタッチ等の接触を禁止
⑦ 売店や トイレなど	<ul style="list-style-type: none"> 待機列への足形の設定 スタッフによるソーシャルディスタンス確保の呼びかけ 空いているトイレ、売店の案内を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 待機列のゾーニングをプラ柵とローピングにて確保し、人・人間隔を保っていただくよう注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 大型ビジョン、場内放送、球団SNS、球団ホームページ、チケットページ等を通じてマスク着用、手指消毒励行、咳エチケット遵守など予防措置を案内 トイレ等の共用部分の消毒液による消毒の徹底
⑧ 売店等の 運営	<ul style="list-style-type: none"> 出店数や提供方法の制限を検討中 アルコール販売については、急ぎ検討 	<ul style="list-style-type: none"> 出店する売店・販売商品数を減らし、混雑緩和に努め密を回避する 常設売店でのアルコール販売は実施予定 通常行う歩き売りによるアルコール販売は中止 	<ul style="list-style-type: none"> 出店数は、通常の営業より減らす予定 施設内レストランは客席数を減らして営業 アルコールの販売は短縮して営業開始から6回裏終了まで
⑨ 試合終了から 施設退場まで	<ul style="list-style-type: none"> 席種ごとに退場順序を決め、分散退場の呼びかけ スタジアム退場から高速鉄道乗車まで、ボトルネックを作らないよう連携した対応の検討 過去映像など大型映像装置での放映など、スタジアムからの退場を遅らせる工夫を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 退場時のゲート開放時間を早め分散退場、導線分離の実施 ゲート付近が狭く時差退場は、立ち止まらず間隔を取り、スムーズな退場を場内放送、大型ビジョン等で案内 	<ul style="list-style-type: none"> 球場の状況に応じた混雑解消策を講じる 大型ビジョン、場内アナウンス、場内スタッフで距離を確保しての移動を促す 状況に応じて規制退場を行う事を検討する
⑩ 施設から 退場以降	<ul style="list-style-type: none"> スタジアム退場から高速鉄道乗車まで、ボトルネックを作らないよう連携した対応の検討 駅周辺の混雑緩和や車内での密を避けるための対策など、埼玉高速鉄道と協議予定 	<ul style="list-style-type: none"> スタジアム場内放送、大型ビジョン等で広報周知を実施 スタジアム外周各所警備係員による感染防止への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 当施設から最寄り駅まで直結しているため、球場の状況に応じた混雑解消策を講じる 大型ビジョン、場内アナウンス、場内スタッフで距離を確保しての移動を促す 状況に応じて規制退場を検討する
⑪ 接触アプリの 活用	<ul style="list-style-type: none"> 接触確認アプリCOCOAや県LINEコロナお知らせシステムインストールの呼びかけをスタジアム内に掲出、協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 接触確認アプリCOCOAや県LINEコロナお知らせシステムについては、最大限協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 接触確認アプリCOCOAについては積極的に周知してダウンロードを推奨する 県LINEコロナお知らせシステムにつきましては、活用促進できるよう最大限協力する

令和 2 年 7 月 2 0 日
埼玉県浦和競馬組合

浦和競馬場における有観客開催の再開について

浦和競馬の有観客による開催を、以下のとおり再開したいと考えています。

つきましては、埼玉県浦和競馬組合における新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル等について、御意見等をいただきたく存じます。

記

1 再開日

8 月 1 2 日（水）

（ 令和 2 年度第 5 回浦和競馬開催日程
8 月 1 2 日（水）～ 1 4 日（金）、1 7 日（月） ）

2 有観客開催にあたっての留意事項

- ・ 埼玉県浦和競馬組合における新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル（資料 11-1）
- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言（資料 11-2）
に基づき実施

3 他場の有観客による開催状況（7 月 1 6 日時点）

帯広競馬場（北海道）	7 月 1 1 日（土）から再開
盛岡競馬場（岩手県）	7 月 1 2 日（日）から再開

4 県内公営競技の有観客による開催状況（7 月 1 6 日時点）

大宮競輪	7 月 1 8 日（土）から再開予定
戸田ボート	7 月 1 7 日（金）から再開予定
川口オート	7 月 1 0 日（金）から再開

埼玉県浦和競馬組合における新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル（案）

1 総論

騎手、取材者、馬主、来場者、職員、食堂・売店スタッフ、警備員、清掃員及び予想業者など、全ての開催関係者に、次のことを徹底させる。

- (1) 37.5℃以上の発熱が確認された場合は、競馬場への入場や出勤を禁止する。
- (2) マスクの着用、手洗い、手指消毒及び換気を徹底し、3密とならないよう留意する。
- (3) マスクを着用していない者の入場を禁止する。

2 騎手の対応

- (1) 調整ルーム（野田トレーニングセンター内）

ア 騎手の宿泊は個室を原則とする。

宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保などの観点から個室とすることが難しい場合には、一部騎手の調整ルーム入室を免除し、一部屋の人数を極力減らすよう努める。

イ 食事は個室でとるなど、一定以上の人数が一度に集まらないよう周知する。

ウ 食堂にはパーテーションを設置する。

エ 食堂スタッフは手袋の着用を徹底する。

また、テーブル、椅子などの共用物品を定期的に消毒する。

オ 入浴時は対人距離の確保及び会話を控えるよう貼紙などで注意を促す。

- (2) 管理

ア 調整ルームなどから競馬場への騎手の輸送は、自場・他場ともに、騎手3名にタクシーを1台配車する。

イ タクシーの配車時間を、騎手の騎乗予定に合わせて2便に分散し、場内の密度を低減するよう努める。

ウ 騎手に浦和競馬場への出発前に検温を実施し、「騎手の行動報告書」に記載するよう指示する。

記載がない場合は浦和競馬場到着時に実施する手荷物検査の際に検温する。

エ 騎手に37.0℃以上37.5℃未満の発熱が確認された場合は、騎手、調教師、及び浦和競馬組合職員が協議し、騎乗の可否を判定する。

オ 騎手に37.5℃以上の発熱が確認された場合は、騎乗変更とする。

カ マスクは、騎手ごとにマスクケースに保管して管理する。

キ 騎手控室（仮眠室）として待機馬房の個室を活用するなどして、室内の人数ができるだけ少なくなるよう工夫する。

ク 騎手控室（仮眠室）にパーテーションを設置し、騎手同士の接触をできる限り少なくなるよう努める。

- ケ 検量室及び食堂にビニールシートやパーテーションを設置し、騎手とのやりとりに当たっては、直接騎手に触れることのないようにする。
- コ 騎手服、作業着などを定期的に洗濯する。
- サ 農林水産省から協力要請された内容（3密になる場所に集まることや室内でのミーティングへの参加を自粛することなど）について遵守するよう徹底する。

3 取材者の対応

- (1) 入場時に取材者への検温を行い、検温結果を記録用紙に記載するとともに、手指消毒を徹底する。
- (2) 原則、業務エリアに立ち入らない。
- (3) 取材は原則、屋外にて対応する。
- (4) 選手と取材者は、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるよう要請する。

4 馬主の対応

- (1) サーモグラフィー装置や非接触型体温計による検温を実施する。
(37.0℃以上の方には再検温を行い、37.5℃以上の場合は入場禁止。)
- (2) 職員などが馬主の入場時に手指消毒を実施する。
- (3) 原則、業務エリアに立ち入らない。
- (4) 馬主席においては、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるよう要請し、十分な座席の間隔を確保する。

5 来場者の対応

- (1) 入場前
 - ア 来場前の検温実施の要請、来場自粛を求める条件及び感染防止対策に協力いただけない場合は入場禁止及び退場処分を行う旨を事前にホームページなどで周知するとともに、施設の入口に掲示する。
 - イ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』をホームページなどで周知するとともに、施設の入口に掲示する。
 - ウ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」の利用を、警備員による声掛けやポスター掲示により要請する。
 - エ 警備員による声掛け、フロアマーカ―やロープ設置などの工夫を行い、できるだけ2mを目安に（最低1m）来場者同士の距離を確保するよう努める。
 - オ 送迎用のバスは換気に留意し、運転席との間にはビニールシートで仕切りを設置し、できるだけ2mを目安に（最低1m）座席の間隔をあけるよう努める。
また、人数制限や運行本数を増やすことにより、一定数以上が同時にバスに乗車することがないよう工夫する。
 - カ バス利用者の待機列において、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあ

けて並ぶよう、警備員が声掛けする。

(2) 入場時

ア サーモグラフィー装置や非接触型体温計による検温を実施する。

(37.0℃以上の方には再検温を行い、37.5℃以上の場合は入場禁止。)

イ 職員などが来場者の入場時に手指消毒を実施する。

ウ 入場ゲートを定期的に消毒する。

(3) 場内全般

ア 巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛けを行い、発熱などがあつた場合には施設内への滞在をお断りし、健康観察の実施又は医療機関の受診を促す。

イ 体調が悪い方を待機させるスペースを屋外に用意する。

ウ 大声を出さないなどの観戦ルールについて注意喚起を行う。

エ ベンチシートにビニールテープなどで隣接して着座しないよう表示するとともに、来場者に隣接して着座しないよう貼紙などで要請する。

オ お客様共用の新聞・雑誌などは設置しない。

カ 競馬場及びスタンドで人数制限を行う。(指定席は席数の約半分、それ以外は面積割(1人当たり4㎡))

有料エリアは指定席とし、座席の間隔を確保するため1席おきに発売する。

キ マークカード、パンフレットなどの配布物は手渡しで配布せず、据置き方式又はトレイなどによりお客様に取ってもらう方式とする。

ク 一旦手にしたマークカード又は鉛筆を戻さないよう呼びかける。また、一旦手にしたマークカード又は鉛筆を回収する備え付けの回収箱を設置する。

ケ テーブル、椅子、勝馬投票券発売機・払戻機などの共用物品、エレベーターのボタン及びエスカレーターの手すりなどの共用部位の消毒を徹底する。

コ 最適な数の消毒液を設置するとともに、不足が生じないよう定期的に点検する。

サ 警備員による声掛け、館内放送(音声・映像テロップ)及び人数制限を行い、特定のエリアに大勢の人数が滞留しないよう注意喚起する。

シ エレベーターでは警備員による声掛けや貼紙による注意喚起を実施し、3密にならないよう要請する。

ス インフォメーションや食堂・売店など対面で案内を行う場合、パーテーションやビニールシートにより来場者との間を遮蔽する。

セ 警備員による場内・場外の見回りを強化する(マスクの着用、社会的距離確保の声掛けなど)。

(4) 投票窓口

ア 大口現金及び破損券の対応以外は有人窓口で対応しないこととする。

イ 勝馬投票券発売機・払戻機へのフロアマーカの設置や警備員による声掛けにより、来場者同士の距離をできるだけ2mを目安に(最低1m)確保する。

ウ 混雑を避けるため、館内放送などにより早めの投票を促す。

(5) 食堂・売店

ア 飲食時に使用するテーブルにパーテーションを設置する。

イ できるだけ対面の着座をしないようテーブル同士の間隔をあけるなど、各店舗において席の位置を工夫する。

また、対面での飲食や会話をしないよう、貼紙などで要請する。

ウ 体調管理、マスクやフェイスガードの着用、手洗い及び手指消毒を徹底し、利用者も手指消毒を行ってから入場する。

エ 大皿での取り分けによる食品提供をしない。

オ 卓上の調味料・ポットなどについては撤去、もしくはこまめな消毒や用具の交換を行う。

カ 金銭のやり取りはトレイや手袋を用いて直接手を触れないように行う。

キ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

ク 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

ケ 場内の食堂・売店にはこのマニュアルを遵守させる。

(6) トイレ

ア 液体石鹼による手洗いを徹底するよう、貼紙などで要請する。

イ 便座の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ウ 個人用タオルの持参を要請し、ハンドドライヤーは使用しない。

(7) 喫煙所

ア 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔をあけるなど、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるよう努め、人が密集しないスペース作りなどの工夫を行う。

イ 喫煙室を使用できる上限人数を表示し、上限人数を超えて利用しないよう要請する。

(8) 休憩スペース、休憩コーナー

休憩中に人が滞留しないよう、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるスペース作りなどの工夫を行う。

(9) キッズスペース

利用時の手洗い、手指消毒の徹底及び密になって利用しないよう、貼紙などで要請する。

(10) 退場時

混雑を避けるため、入場者数に応じて、館内放送などにより分散して退場することを要請し、一度にまとまって退場しないよう努める。

(11) その他

ア 勝利騎手によるファンサービス品の投げ入れを中止する。

イ 騎手への接触（いわゆる「入待ち、出待ち」）を禁止する。

6 その他

- (1) 全ての開催関係者は、各自、出勤前に体温測定を行い、37.5℃以上の発熱があった場合には出勤しないこととする。
- (2) 取引先などを含む外部関係者の立ち入りについては、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する取引先などに、宿舎・競馬場内での感染防止対策を説明し、徹底を求める。
- (3) その他、本書に定めのない事項は、「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に準ずる。
- (4) 運用期間は当面の間とする。また、必要に応じて適宜内容を見直す。

年 月 日

騎手の行動報告書

大井・川崎・船橋・浦和競馬 開催執務委員長 殿

騎手 _____ 印

(自署の場合押印省略可)

私は貴競馬場で騎乗するため自宅待機したので、以下の通り報告します。
なお、以下の報告内容に間違いはありません。

記

月 日 午後 時から自宅待機。外出及び外部との連絡禁止等の指示事項を遵守しました。

「報告事項 (外出、外部との連絡)」 有 ・ 無

「報告事項『有』の場合その内容」

要件：

日時： 日 時 分 ～ 時 分

外出先の住所 (連絡相手の氏名)

※他に報告事項がある場合は裏面に記載のこと

「携帯電話及び通信機能端末の所持」

- ・持ってきていない
- ・持ってきている ⇒ 主催者の指示に従って預けます。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 3密を徹底的に回避します
 - ・換気の徹底
 - ・一定数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
 - ・受付や喫煙所での密集防止
 - ・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います
 - ・発熱などの症状がある方の入場制限
 - ・症状のある従業員の出勤制限
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
 - ・マスクの着用の徹底
 - ・共用する物品などの最小化
 - ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします
 - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
 - ・対面場所の遮蔽
 - ・毎時の換気と消毒の徹底
 - ・ハンドドライヤーの使用中止
- 4 安心に向けた工夫をします
 - ・衣服のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません
 - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- 6 極力制限します
 - ・一度に休憩する人数の制限
 - ・対面での食事や会話の制限
- 7 重症化リスクに配慮します
 - ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)
- 8 新しい働き方に向け努力します
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

地方競馬施行者として、次の取組を行います

9 入場前及び入場時のお客様への取組

- ・開門前の整列時の前後間隔の確保(できるだけ2m(最低1m))
- ・非接触型体温計による検温実施(37.5℃以上の発熱症状等ある方は入場禁止)
- ・マスクの着用(着用していない方は入場禁止)、手洗い及び手指消毒の徹底
- ・送迎用のバスは人数制限を行い、換気を徹底
- ・国の接触確認アプリや県のLINEコロナお知らせシステムの利用を要請

10 入場後のお客様への取組

- ・混雑時には競馬場内及びスタンドで人数制限を行う
- ・勝馬投票権発売機・払戻機等お客様が手を触れる部分の消毒を徹底
- ・館内、場内放送でマスクの着用、手洗い及び手指消毒の徹底を要請
- ・ベンチシートにビニールテープ等で隣接して着座しないよう表示

11 その他の取組

- ・すべての開催関係者にマスクの着用、手洗い及び手指消毒を徹底
- ・その他「埼玉県浦和競馬組合における新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」に基づき感染防止対策を実施

宣言日：令和2年7月 日

名称：埼玉県浦和競馬組合

※詳細はホームページ (<http://www.urawa-keiba.jp/>) をご覧ください



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

新たな病床確保計画

資料 1 2

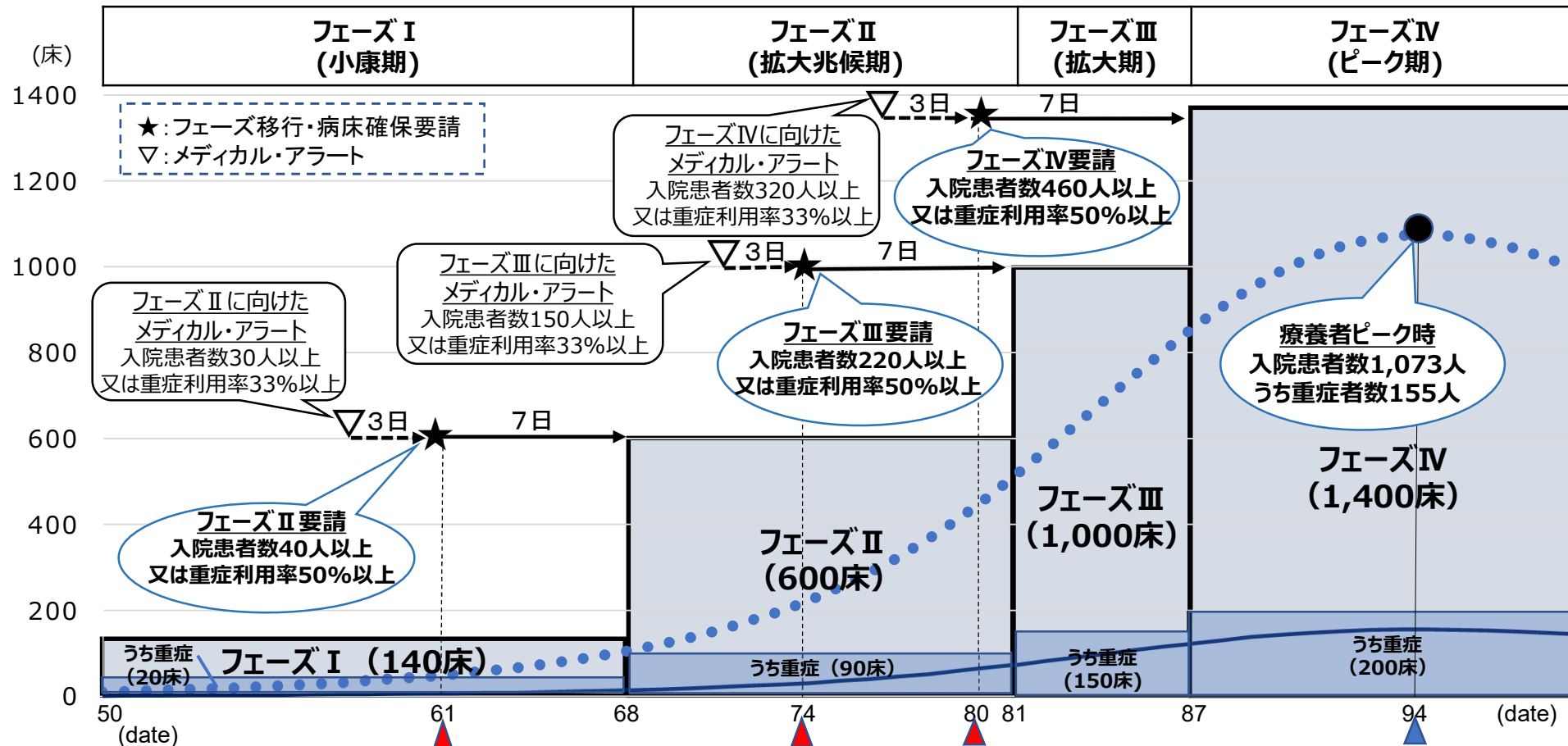
○国の新たな患者推計に基づき、4つのフェーズごとに新型コロナウイルス感染症患者向けの病床数等を設定した。

【ピーク時の陽性患者数 2, 215人】

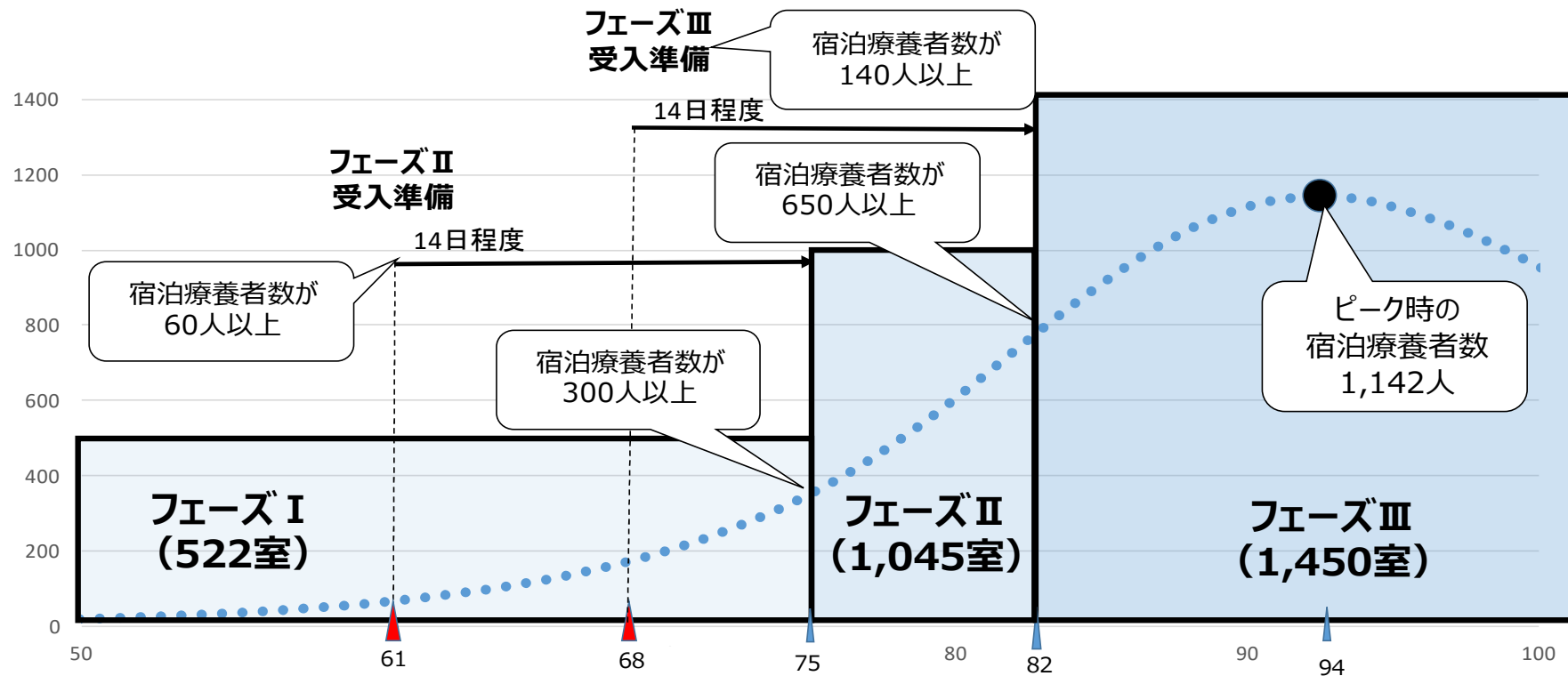
【ピーク時の入院患者数 1, 073人 うち重症者数155人】

フェーズ		フェーズ I (小康期)	フェーズ II (拡大兆候期)	フェーズ III (拡大期)	フェーズ IV (ピーク期)
病床数					
病床数 合計		140	600	1,000	1,400
内訳	重症	20	90	150	200
	その他	120	510	850	1,200

新たな病床確保計画



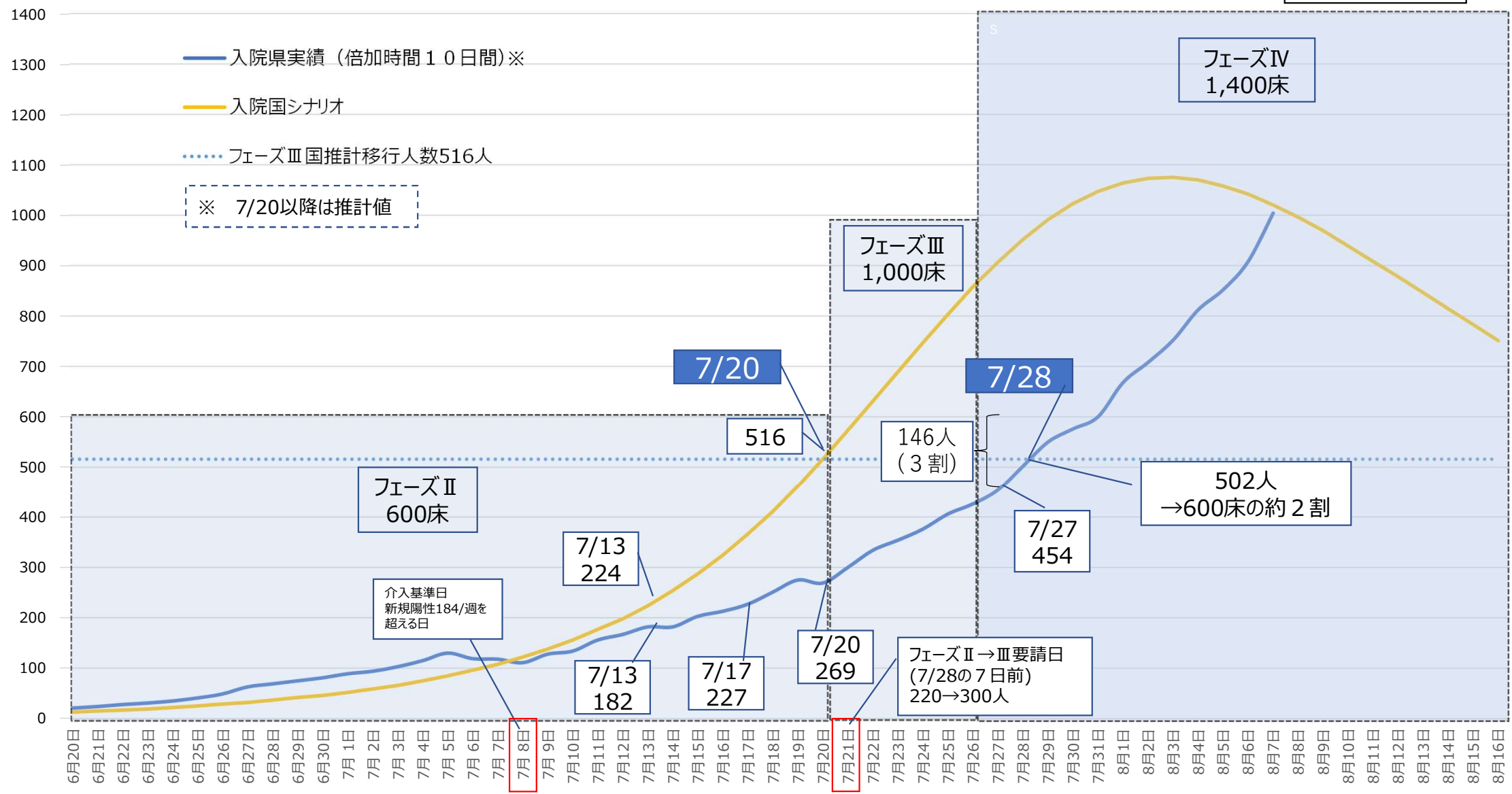
新たな宿泊療養施設の確保計画



※ 消毒・清掃を考慮し最大稼働率は80%と想定。

国入院患者推計と県入院患者実績・推計の比較（7/20時点）

資料 1 2 - 1



病床確保計画におけるフェーズ移行の見直しについて

新たな病床確保計画のフェーズ移行基準

【国推計に基づく基準の考え方】

- ・国の患者推計(※)に基づき、ピーク時の病床確保や病床確保に要する日数、一定の病床数の余裕などを踏まえて設定
- ※倍加時間 6 日程度で患者数が増加
- ・7月10日国に提出済

【県計画】

- ・国推計に基づき、2割程度の病床数の余裕を残す日を移行日とし、その7日前を要請日とする
- ・要請日の3日前の推計値に基づく基準等を上回る場合に、メディカル・アラートを発出

【現状】

- ・当県においては、7/11の協力要請日より前の7/8から県独自の早期介入もあり、国推計値より療養者数が少なく推移
- ※国通知Q&A「実際の社会への協力要請を行うタイミングは都道府県知事の判断により行われるものであり、より早期に行えば、その分早期の収束につながると想定される。」

【課題】

- ・国推計と本県の実際の数値に乖離が生ずる場合に、計画の要請基準を機械的に当てはめると、病床に余裕を持ちすぎた状態でフェーズ移行してしまうというデメリットが生ずる。

県独自のフェーズ移行運用基準

【独自運用基準の考え方】

- ・国推計値から算出される要請基準を機械的に当てはめるのではなく、毎日の患者発生をモニタリングし、直近データの倍加時間(7月20日時点10日程度)から将来を推計する。⇒最適なフェーズ移行日を把握し、逆算して要請日を決定。
- ・病床確保計画の基準は参考値とする

【運用基準案】= “埼玉方式”

- ・将来推計に基づき、2割程度の病床数の余裕を残す日を移行日として、その7日前を要請日とする
- ・メディカル・アラートは計画通り発出する。
- ・重症病床は病床利用率50%以上で要請することとする。

※厚生労働省確認済事項

「病床確保計画はあくまでも国の患者推計に基づくものであり、実際の感染動向によりフェーズの移行時期に変更があるのは承知している」

直近の感染動向を
反映するフェーズ
移行に変更